

国政における基礎自治体の意思反映関係

引用文献等

記号	文 献 等
*1	本資料の記述は、基本的に以下の文献に依拠している。 日本都市センター(2008)『国と地方の協議の場(協議機関)の国際動向』。 吉田敏治(2010)「国政における基礎自治体の意思反映方法比較」『市政』(財団法人全国市長会館)5月号, pp.25-27.
*2	各国の上院議員の選出方法の分類については、以下の資料を参考にした。 国立国会図書館調査及び立法考査局政治議会調査室・課(2003)「二院制(両院制)に関する参考資料—衆議院憲法調査会統治機構のあり方に関する調査小委員会資料【3】—」(平成15年7月4日)。
*3	フランス元老院ウェブサイト (http://www.senat.fr/senateurs/consmun.html , http://www.senat.fr/senateurs/maires.html , 2012年3月29日閲覧) を基に集計。
*4	フランス国民議会ウェブサイト (http://www.assemblee-nationale.fr , 2012年4月26日閲覧。 ※Accueil > Les députés : 577 DÉPUTÉS > Recherche multicritère : Listes prédéfinies > Députés titulaires de mandat : Communal) を基に集計。
*5	山岡規雄(2012)『各国憲法集(1) スウェーデン憲法』国立国会図書館調査及び立法考査局, pp.10-11, p.14.
*6	Georg Hahn(1972)“Verfassungsreform in Schweden - ein Zwischenbericht”, <i>Archiv des offentlichen Rechts</i> 97(1), p.46.
*7	国立国会図書館調査及び立法考査局(2009)『諸外国の上院の選挙制度・任命制度』, p.29.
*8	UK Parliament(2012)“Lords by party and type of peerage”, 英国議会ウェブサイト (http://www.parliament.uk/mps-lords-and-offices/lords/lords-by-type-and-party/ , 2012年2月29日更新分)。
*9	Patrick M Vollmer(2012)“Work of the House of Lords: Statistics”, 英国議会ウェブサイト (http://www.parliament.uk/briefing-papers/LLN-2012-009 , 2012年3月16日公開分), p.12.
*10	Inter-Parliamentary Union(2012)“Parliaments at a glance: Structure”, 列国議会同盟ウェブ サイト(http://www.ipu.org/parline-e/ParliamentsStructure.asp?REGION=A11&LANG=ENG , 2012年3月7日閲覧)。
*11	田中嘉彦(2010)「二院制に関する比較制度論的考察(1):ウェストミンスターモデルと第二院」 『一橋法学』9(3), p.911.
*12	Bundesministerium des Innern(2011) <i>Gemeinsame Geschäftsordnung der Bundesministerien</i> , ドイツ連邦内務省ウェブサイト(http://www.bmi.bund.de/SharedDocs/Downloads/DE/Veroeffentlichungen/ggo.pdf?__blob=publicationFile , 2012年3月21日閲覧)。
*13	Deutscher Bundestag(2011) <i>Geschäftsordnung des Deutschen Bundestages und Geschäftsordnung des Vermittlungsausschusses</i> , ドイツ連邦議会ウェブサイト(http://www.bundestag.de/dokumente/rechtsgrundlagen/go_btg/go07.html , 2012年3月21日閲覧)。
*14	伊集守直(2008)「スウェーデン(第3章)」(財)日本都市センター『国と地方の協議の場(協議機関) の国際動向』, pp.91-96.
*15	齋藤憲司(2009)「英国の統治機構改革—緑書『英国の統治』及び白書『英国の統治:憲法再生』に おける憲法改革の進捗状況—」国立国会図書館『レファレンス』3月号, p.31.

*16	宮田昌一(2012)「(ノート)日本都市センターにおける英国の地方自治制度とその運用についての調査研究－中央政府と地方政府の関係を中心に－」(財)日本都市センター『都市とガバナンス』(3月/第17号), pp. 60-65.
*17	藤田由紀子(2012)「英国の中央・地方関係－コミュニケーションの現状－」(財)日本都市センター『都市とガバナンス』(3月/第17号), pp. 40-42.
*18	総務省法令データ提供システムe-gov(2011)「国と地方の協議の場に関する法律」(平成二十三年五月二日法律第三十八号。 http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H23/H23H0038.html , 2012年2月17日閲覧)。
*19	Bundesministerium der Finanzen(2012)“Glossar Finanzplanungsrat”, ドイツ連邦財務省ウェブサイト(http://www.bundesfinanzministerium.de/nm_3378/DE/BMF__Startseite/Service/Glossar/F/013__Finanzplanungsrat.html , 2012年2月17日閲覧)。
*20	Stabilitätsrat(2011)“Aufgaben”, ドイツ安定評議会ウェブサイト(http://www.stabilitaetsrat.de/DE/Aufgaben/Aufgaben_node.html;jsessionid=DAEDA45CD742B1FC620BF2929274D96C , 2012年2月17日閲覧)。
*21	(財)日本都市センター(2008)『国と地方の協議の場(協議機関)の国際動向』, pp. 34-37.
*22	Comité des finances locales(2011)“Membres du CFL issus des élections de 2011”, フランス地方財政委員会ウェブサイト(http://www.dgcl.interieur.gouv.fr/sections/les_collectivites_te/finances_locales/le_cfl/composition_du_cfl_1/view , 2012年3月29日閲覧)。
*23	原田光隆(2010)「地方公共団体の国政参加をめぐる議論」国立国会図書館調査及び立法考査局『レファレンス』9月号, p. 134.
*24	内閣官房(2011)「国と地方の協議の場」, 内閣官房ウェブサイト(http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kyouginoba/ , 2011年12月29日最終更新)。
*25	首相官邸(2005)「国と地方の協議の場」, 首相官邸ウェブサイト(http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kunitotihou/index.html , 2005年12月2日最終更新)。
*26	首相官邸(2009)「国と地方の定期意見交換会」, 首相官邸ウェブサイト(http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kunitotihou2/index.html , 2009年5月27日最終更新)。
*27	内閣官房(2010)「国と地方の協議」, 内閣官房ウェブサイト(http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kunitotihou/ , 2010年12月16日更新分)。

国会構成⁽¹⁾

	ドイツ	フランス	スウェーデン	イギリス	日本
上院	<p>○ 連邦参議院 (Bundesrat) : 各州 (都市州3州を含む) の首相・一部閣僚で構成 (任命制)⁽²⁾。</p> <p>※上院議員は、州政府によって州首相・州大臣等の州政府構成員が任命される⁽²⁾。</p>	<p>○ 元老院 (Sénat) : 多くの国会議員は地方議員を兼務 (間接選挙)。</p> <p>※全議席中、基礎自治体議員55.7%、うち首長37.1% (2012年3月現在)⁽³⁾</p> <p>※上院議員は、(国民議会議員・県議会議員・市町村議会議員による) 間接選挙によって選出。</p>	<p>○ 議会 (Riksdag) : 一院制。国会議員は、地方団体との兼務なし (直接選挙)。</p> <p>※かつて1866年～1971年までは、二院制が採用されていた (地方議会の間接選挙による第一院と、国民の直接投票による第二院によって構成)⁽⁵⁾。</p> <p>※1971年に上院を廃止し、二院制から一院制へと移行。その際、以下の3つの議論が妥当とされた。</p> <p>①第一院は8年任期で間接選挙により選出されるためその国会構成は最新の政治状況を反映していない、②両院で多様な多数決の可能性が生じるため政府の仕事が困難になる、③原則としていかなる案件も両院で同時に扱わねばならないため二院制は実際的でない⁽⁶⁾</p>	<p>○ 貴族院 (House of Lords) : 国会議員は、地方団体との兼務なし (世襲・任命制)。</p> <p>※上院議員は、上院へ登院すべき召集状を受け取る者 (聖職貴族、一代貴族、世襲貴族など) が選任されたことになる⁽⁷⁾。</p> <p>※ブレア政権時の1999年貴族院改革により、世襲貴族の議員数は大幅に減少。現在、824名の議員中、一代貴族が707名で85.8% (2012年3月1日現在)⁽⁸⁾⁽⁹⁾。</p>	<p>○ 参議院 (House of Councillors) : 国会議員は地方団体との兼務なし (直接選挙)。</p>
下院	<p>○ 連邦議会 (Bundestag) : 国会議員は地方団体との兼務なし (直接選挙)⁽²⁾。</p>	<p>○ 国民議会 (Assemblée nationale) : 多くの国会議員は地方議員を兼務 (直接選挙)。</p> <p>※全議席中、基礎自治体議員62.9%、うち首長44.7% (2012年3月現在)⁽⁴⁾</p>	<p>○ 庶民院 (House of Commons) : 国会議員は地方団体との兼務なし (直接選挙)。</p>	<p>○ 衆議院 (House of Representatives) : 国会議員は地方団体との兼務なし (直接選挙)。</p>	

※世界全体では議会を有する193か国中、78か国 (40.41%) が二院制を採用しているが、それ以外の115か国 (59.59%) は一院制である (2012年2月現在)⁽¹⁰⁾。また、ほぼすべての連邦制国家が二院制を採用しているが、単一制国家では二院制よりも一院制の議会を採用する国が数の上ではるかに多いという傾向がある⁽¹¹⁾。

地方に影響を与える立法の過程⁽¹⁾

	ドイツ	フランス	スウェーデン	イギリス	日本
法案作成段階	<p>○ 地方団体代表組織（ドイツ都市会議など）は、情報提供制度（連邦各省共通職務規定第41条、第44条の3、第47条の1および5など）に基づき、事前に法案についての情報を受けることになっている⁽¹²⁾。</p>	<p>○ 地方団体代表組織（AMF；フランス市町村長会など）は、地方に影響を与える法案については事前に情報を受けるのが通常。</p>	<p>○ 地方団体代表組織（SALAR：地方政府連合）は、議会の外に設置される「調査委員会」（kommitte）への参画を通じて、法案作成作業そのものに参画することができる⁽¹⁴⁾。</p> <p>○ 地方団体代表組織は、また「意見聴取（remiss：レミス）」の過程を通じて、（議会提出前の）法案について事前に情報を得られ、また、意見を申し出ることができる⁽¹⁴⁾。</p> <p>※なお、レミスについては、スウェーデンの憲法に相当する統治法第7章第2条にも規定されている⁽⁵⁾。</p>	<p>○ 緑書（Green paper）とは、政府の政策や構想を提案し協議するための文書のことであり、そこで問題点が明らかにされる。緑書を基に、協議が行なわれる⁽¹⁵⁾。</p> <p>○ その結果としてさらに新たな課題・方向性が決定され、一定の結論が得られたものは白書（White paper）としてまとめられる。白書は、草案や法案の基礎となり、さまざまな意見をフィードバックさせるための手段となる⁽¹⁵⁾。</p> <p>○ 地方自治体やLGA（地方政府協会）は、緑書に対する意見提出、中央政府との個別の接触による働きかけ、緑書に対するパブリックコメント等を行っている⁽¹⁶⁾。</p>	<p>○ 内閣提出法案については、地方六団体は、準備中に一定の情報を受けることになっている（新規義務付け施策に関する各大臣から地方六団体への情報提供制度；地方自治法263条の3第5項）。</p> <p>○ 地方自治に影響を及ぼす国の政策の企画及び立案並びに実施について、国と地方の代表者が協議を行う（国と地方の協議の場に関する法律第一条）⁽¹⁸⁾。</p> <p>※国と地方の協議の場の終了後、議長は協議の概要を記載した報告書を作成し、国会に提出しなければならない（国と地方の協議の場に関する法律第七条）。</p>
法案審議段階	<p>○ 地方団体代表組織は、自治体の利害に関わる法案については委員会における法案採決の前に意見表明の機会が与えられる（連邦議会議事規則第69条の5）⁽¹³⁾。</p>	<p>○ 地方団体代表組織の代表者が国会（委員会）で意見陳述を行うことがあるが、諮問的なものである。</p>	<p>○ 地方団体代表組織は、国会（委員会）で意見陳述を行うことがある。</p> <p>○ 調査委員会とレミスにより、法案提出の段階で内容に関する議論は大方なため、議会の委員会（Utskott）の役割は最終的な政治的妥協を見出すことにあるとされており、そのためそでの審議は原則として非公開とされている（本会議は公開）⁽⁵⁾。</p>	<p>○ LGAは、地方自治体が望む政策の方向性をとりまとめて政府に提言し、積極的なロビー活動を行っている⁽¹⁷⁾。</p> <p>○ 地方自治体やLGAは、国会の審議段階においてもロビー活動を行っている⁽¹⁶⁾。</p>	<p>○ 地方六団体から国会への意見提出制度（地方自治法263条の3第2項）。</p> <p>○ 地方六団体は、国会（委員会）で意見陳述を行うことがある。</p> <p>※協議が調った事項については、議員・臨時の議員は、協議結果を尊重しなければならない（国と地方の協議の場に関する法律第八条）。</p>

地方に影響を与える施策に関する協議・交渉方法⁽¹⁾

	ドイツ	フランス	スウェーデン	イギリス	日本
公 式	<p>○ 財政計画委員会： 連邦・州・市町村の代表が参画（常設、年に2回程度開催）。2010年に廃止⁽¹⁹⁾。</p> <p>○ 安定評議会（Stabilitätsrat）： 連邦制度改革により2010年に設置。連邦・州の代表が参画（市町村代表の参画はなし）。主要な任務を財政計画委員会より継承。連邦と州の財政赤字を監視。連邦基本法第109条のa項に規定⁽²⁰⁾。</p> <p>○ 連邦大統領：極めて例外的ながら、地方団体代表組織が協議を行った例がある（2006年の消費者への情報提供法案への署名拒否時）⁽²¹⁾。</p>	<p>○ 地方財政委員会： 委員の大半は地方代表（常設）。定数中、地方代表74.4%、うち基礎自治体の首長またはその連合の議長51.2%（2012年3月現在）⁽²²⁾。</p> <p>○ その下部機関である負担評価諮問委員会（国からの権限移譲に伴う財源補償を担当）においても、地方代表が半数。</p>	<p>○ 地方団体代表組織は、国会への法案提出前に、政府の調査委員会と意見聴取を通じて、法案策定過程への参画が可能である。</p>	<p>○ 中央政府・地方政府パートナーシップ（Central-Local Partnership:CLP）： 1997年11月にイングランドとウェールズの地方自治体が加盟する地方政府協会（Local Government Association:LGA）と政府の合意により設置されたもの。国と地方の共通の関心事すべて（国の安全保障に関係するものを除く）が、協議対象であった⁽²³⁾。</p> <p>※（2010年5月の）政権交替によりこの枠組みはなくなった⁽¹⁶⁾。</p> <p>○ 2007年12月に政府と地方政府協会との間で締結された「国・地方協定（Central-Local Concordat）」では、（政府とLGAが）定期的に協議を開催し、同協定の機能の監視や必要な場合の見直しについて協議することとされている⁽²³⁾。</p>	<p>○ 新規義務付け施策に関する各大臣から地方六団体への情報提供制度（地方自治法263条の3第5項）。</p> <p>○ 地方六団体から内閣への意見申出制度、内閣の回答ルール（地方自治法263条の3第2～4項）。</p> <p>○ 「国と地方の協議の場」の法制化（2011年6月～）⁽²⁴⁾。</p> <p>（例）協議事項：子どもに対する手当について、地方財政対策について等。</p> <p>○ 「国と地方の協議の場」の分科会：議長は、協議の場における協議に資するため、分科会を開催し、特定の事項に関する調査及び検討を行わせることができる。（国と地方の協議の場に関する法律第五条）</p> <p>（例）「社会保障・税一体改革分科会」（2011年11月～）。</p>
そ の 他 の 例	<p>○ イベント開催（国の閣僚を招待し議論）。</p> <p>○ デモ活動（例：ドイツ市町村連盟は市長300人によるデモなどを組織）。</p>	<p>○ 定期面談（AMFの会長は、定期的の首相と面談）。</p> <p>○ イベント開催（国の閣僚を招待して要望を伝えるなど）。</p>	<p>○ 地方団体代表組織の政策提言が、国の政策形成過程で骨格として採用されることがある。</p> <p>○ 一部の市（ストックホルムなど）は、国と独自に交渉することがある。</p>	<p>○ 上記の協議ルートとは別途、以下の事務レベルでの意見交換が頻繁に行われている模様。</p> <p>・（政治家レベル）中央政府閣僚とLGA幹部、地方議会のLeader（地方議員で地方自治体の政治面での責任者）等</p> <p>・（事務方レベル）国家公務員とLGAスタッフ、Chief Executiveほか地方自治体の上級職員</p> <p>○ 各地方自治体のLeaderは多くが政党に属していることから各政党で党員として主要な地位を占め、党の政策形成に強い影響力を持つ者もあり、LGAとしての考え方を各政党の政策形成の過程で反映させるよう行動しているとのことである⁽¹⁶⁾。</p>	<p>○ 法制化以前の国と地方の協議の場</p> <p>・（三位一体改革に関する）「国と地方の協議の場」（2004年9月～2005年12月。計14回開催。）⁽²⁵⁾</p> <p>・「国と地方の定期意見交換会」（2007年11月～2009年5月。計5回開催）⁽²⁶⁾。</p> <p>・事実上の「国と地方の協議」（2009年11月～2010年12月。政権交替後、法制化に先駆けて開催。計6回）⁽²⁷⁾。</p> <p>○ イベント開催、各種アピール、政権公約点検。</p>